

と す し しゅわ げんご じょうれい あん い けん ぼしゅう
○鳥栖市 手話言語条例 (案) について意見を募集します。

し ぎ かい しゅわ げんご にんしき もと しゅわ げんご たい り かい いっそうひろ
市議会では、手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語に対する理解を一層広げ、
しゅわ げんご しょう かんきょう せいび し ぶん あんしん せいかつ
手話言語を使用しやすい環境を整備することにより、すべての市民が安心して生活するこ
とのできる 共生社会の実現を目指し、条例の制定を進めています。

このたびその条例案がまとまりましたので、市民の皆さんからのご意見をお聴きするパ
ブリックコメントを実施します。

じょうれい はいけい 条例の背景

ねん がつ こくれんそうかい しょうがいしゃ けんり かん じょうやく ぜんかい いっち さいたく
2006年12月に国連総会で障害者の権利に関する条約が全会一致で採択され、
しゅわ ひおんせいげんご おんせいげんご どうよう げんご ていぎ にほん
手話などの非音声言語が、音声言語と同様に「言語」と定義されました。日本でも 2011
ねん しょうがいしゃきほんほう かいせい しゅわ げんご めいき
年、障害者基本法が改正され、手話が言語であることが明記されました。

さがけん ねん さがけんしゅわげんご き きょうせいしゃかい じょうれい せいてい
佐賀県は、2018年に『佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例』を制定しまし
しゅわ て ゆび からだ うご もち どくじ げんごたいけい ゆう しゃ しゃいがい
た。手話は、手や指、体の動きなどを用いる独自の言語体系を有し、ろう者とろう者以外
もの たが じんけん そんちよう い し そつう おこな ひつよう げんご めいき
の者が、互いの人権を尊重し意思疎通を行うために必要な言語であると明記され、
さがけん かくしまち しゅわ げんご じょうれい せいてい
佐賀県の各市町でも、手話言語条例が制定されています。

し ぶん ひ とり ひ とり しゅわ げんご り かい しゅわ げんご ひつよう かた
ここに、市民一人一人が、手話は言語であることを理解し、手話言語を必要とする方が
あんしん せいかつ おく かんきょう ととの すべ し ぶん そだ はたら
安心して生活を送ることができる環境を整え、全ての市民が、ともに育ち、ともに働き、と
もに暮らすことができる地域社会を目指すため、この条例を制定したいと考えています。

ぜんぶん 前文

げんご たが かんじょう わ あ ちしき たくわ ぶんか そうぞう うえ ふ かけつ
言語は、お互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なもの
じんるい はってん おお き よ しゅわ げんご おんせいげんご にほんご こと
であり、人類の発展に大きく寄与してきた。手話言語は、音声言語である日本語と異なる
げんご てゆび からだ うご ひょうじょう つか しかくてき ひょうげん げんご
言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。

しゃ き もの き もの ふく しゅわ げんご だいいちげんご つか にちじょう
ろう者（聞こえない者（聞こえない者も含む）のうち手話言語を第一言語に使い日常
せいかつまた しゃかいせいかつ いとな もの ものごと かんが はか たが
生活又は社会生活を営む者をいう。）は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互い
き も り かい あ ちしき たくわ ぶんか そうぞう ひつよう げんご
の気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語とし
しゅわ げんご たいせつ はぐく
て手話言語を大切に育んできた。

しょうがいしゃ けんり かん じょうやく しょうがいしゃきほんほう しゅわ げんご い ち づ
障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けら

れたが、手話言語に対する理解の広がりを未だ感じる状況に至っていないことから、ろう者は必要な情報を得ることができず、コミュニケーションを取ることに多くの不便と不安を感じている。

本市では、手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語の理解と広がりをもって地域で支え合い、手話言語を使って安心して暮らすことができる市を目指し、この条例を制定するものである。

条例の骨子

(1) 目的

この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語を普及させ、地域において手話言語を使用しやすい環境を構築するために、市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進することである。
手話言語を使用する市民が、自立した日常生活を営み、社会参加をし、心豊かに暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(2) 基本理念

手話言語を必要とする人は、手話言語により意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利を尊重されることを基本として、手話言語に対する理解及びその普及を図っていかなければならない。

(3) 市の責務

市は、基本理念にのっとり、手話言語を普及し、手話言語を必要とする人があらゆる場面で手話言語による意思疎通を行うことができるようにし、自立した日常生活及び地域における社会参加を保障するため、必要な施策を講ずるものとする。

(4) 市民及び事業者の役割

市民は、基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するとともに、地域において手話言語を使用しやすい環境の構築に努めるものとする。

2. 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者の働きやすい環境を整備するように努めるものとする。

(5) 施策の策定及び推進

市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- ・ 手話言語に対する理解及び手話言語の普及を図るための施策
- ・ 市民が手話言語による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策
- ・ 市民が意思疎通の手段として容易に手話言語を選択することができ、かつ、手話言語を使用しやすい環境を構築するための施策
- ・ 手話言語通訳者の養成・拡充、手話言語による意思疎通支援者のための施策
- ・ 学校等における手話言語に対する理解の促進
- ・ 災害及び非常事態におけるろう者への情報提供

(6) 財政措置

市は、手話言語に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(7) 議会への報告

市は、毎年度、手話言語の環境整備に関する取組状況を議会に報告するものとする。

(8) 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。